

宗像市市民活動団体登録申請に必要な規約・会則について

◎規約・会則は、団体の目的や活動内容を言語化することでスタッフ・会員が想いを共有し、それに沿って活動を進めることができ、共通認識を持つための大きな役割となります。

◎自分の団体がどんな団体であるか？を公に示すものでもあります。

◎任意団体の規約・会則は、特に決まった形式はありません。その団体の活動内容に合わせて自由につくることができます。*法人の場合は、法律上「定款」として記載しなければならない内容が規定されています。

●宗像市市民活動団体登録を申請する際には、添付書類の一つ、「規約・会則」の提出が必要です。

書類には、①団体の名称 ②主たる事務所の所在地 ③団体の目的 ④活動内容 ⑤会員についての規定（入会・退会など） ⑥総会についての規定 は、最低限記載してください。

*下記の記載例を参考に作成しましょう。

(団体名) ○○○会 会則

(名称) ←必須事項

第1条 本会は、○○○会と称する。

(事務所) ←必須事項※「代表宅とする」等でも構いません。

第2条 本会の事務所は、宗像市○○に置く。

(目的) ←必須事項※設立年月日も記載すると good。何を達成するための組織なのかを明確にするのが重要 point。

第3条 本会は○○に関する活動（事業）を行うことにより、○○○することを目的とし、○年○月○日設立する。

(活動・事業の種類) ←必須事項※団体の目的に沿った本来の活動内容（何の活動をしているのか）を記載。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために○○○活動を行い次の事業を実施する。

(1) ○○○

(2) ○○○

(3) その他、目的の達成に必要な活動

(会員) ←必須事項※会員の条件、仲間づくりを行う際に大切な情報となります。会員の分類は団体によって異なります。

第5条 本会の会員は、次の○種類とする。

(1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会したものとする。

(2) 賛助会員は、この会の事業を賛同するために入会したものとする。

(3) ○○会員は、・・・

(入会) ←必須事項※口頭でやりとりせず書類を通して会員情報を管理する。

第6条 会員として入会しようとする場合は、入会申込書を代表に提出し、〇〇の承認を得るものとする。

(会費) ※会員の形は団体によって異なります。”賛助”会員→”サポーター”会員など。

第7条 会員は以下に定める会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 〇〇〇円/月 or 年

(2) 賛助会員 〇〇〇円/月 or 年

(退会) ※「任意」に退会できることの記載が必要です。

第8条 会員は、退会届を〇〇に提出し任意に退会することができる。

2 会員が次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき。

(2) 会費を〇年以上納入しないとき。

(役員) ※役員名称はこの例に限りません。

第9条 本会に次の役員を置く。

(1) 代表

(2) 副代表

(3) 会計

(4) 監査役 ※監査役は他の役員との兼任はできません。会員から選出します。

2 役員は会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務) ※団体によって役員役割が異なります。それぞれどういう役割か明文化するのも良いでしょう。

第10条 代表は、本会を代表しその業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 監査役は、会の業務及び会計の状況を監査する。

(解任) ※役員を解任するまでの一連の流れを記載しておくが良いでしょう。

第11条 役員が次のいずれかに該当するときは、〇〇の議決によりこれを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(総会) ←必須事項※総会は会員によって構成される団体の最高意思決定機関で、とても大切な会議です。総会で議決すべき事項を明文化しておきましょう。

第12条 本会の総会は正会員を持って構成し、年に〇回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 解散

- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告及び収支決算報告
- (5) 役員を選任または解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議事録) ※会議の記録は残しておきましょう。

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会) ※役員会を行う団体は記載しておきましょう。

第14条 役員会は役員を持って構成する。ただし、監査役を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し議決する。

(事業報告書及び決算) ※会員に事業報告、決算報告ができるように日頃から書類整理を行うと良いでしょう。

第15条 代表は、毎年、事業終了後〇か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度) ※団体により異なります。

第16条 本会の事業年度は、〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日までとする。

(事務局) ※内外部との連絡調整を担う大切な役割です。

第17条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任) ※総会に出席できない会員のために意思を委任できる仕組みを作っておくと良いでしょう。

第18条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て代表が別に定める。

(変更) ※会則を変更する際に必要な条件を記載しておきましょう。

第19条 この会則は、総会において、出席者の〇分の〇以上の承認がなければ変更できない。

附則

1 この会則は、〇年〇月〇日から施行する。